

#### 議事要旨(4) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、収益認識専門委員会における国内の論点整理の検討がほぼ収束しつつある旨が説明された。引き続き豊田主任研究員より、今回の審議のポイントとなるべき点を中心に説明が行われた。

##### （実務における適用可能性について）

ある委員から、実務における適用可能性を問う質問を設けてはどうかとの意見があった。これに対して事務局からは、最初の質問項目が、ご指摘の点を含む、新たな提案に対する評価や問題点を問う包括的な質問となっているとして、次のような説明があった。すなわち、同じ市場関係者であっても、作成者は実務における適用可能性により高い関心を払うと思われるのに対して、利用者は、むしろ有用な情報提供に結びつくか否かという面により高い関心を払うと思われる。それぞれの立場での関心に即して、提案のアイデアを評価し、問題指摘を行えるよう、包括的な質問としている。

##### （返品権について）

ある委員から、返品権の取扱いについては、質問事項として取り上げないのかとの質問があった。

これに対して事務局からは、複数要素契約の箇所の質問項目では、DP上、独立の履行義務として識別する立場を明確にしている製品保証のケースを例に取り上げているが、返品権（に対応する義務）の取扱いに特に重要性があるのであれば、本文で追加的な記載をした上で、質問項目に明記することも考えられる。そのような必要性があるか否かを含め検討する旨の回答がなされた。

##### （論点整理の構成及び内容について）

ある委員から、論点整理に関する公表文の文案において、質問事項への回答を容易にするよう、論点整理本文の要約を付してはどうかとの意見があった。

これに対して事務局からは、今回、論点整理を公表する趣旨が、現在IASBとFASBとの間で進められている、現行の収益認識のあり方を見直すプロジェクトの動向を紹介して市場関係者の意見を求めることにあり、本文の第1章がそのような、国際的な議論の動向についての要約となっていること、それ以上要約すると却って正確な理解を妨げる危険があること、したがって、公表文案においては、今回の論点整理の趣旨を説明することにとどめ、概要については本文の第1章を参照いただきたいと考えていること等の説明があった。

##### （用語の使用法について）

ある委員から、履行義務の測定に関して、予測コスト（あるいは予想コスト）という用語が用いられているが、「見積原価」という用語に統一してはどうかとの指摘があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。